## 審査基準(公表用)

様式第3号

			д д.	立一 (四致/11)				19/2/3/10 /
1						所管部 (局)・課	総務部・沿	去務私学課
法令名 佐賀県情報公開条例					法令番号	昭和 62 年佐賀県	具条例第 17 号	
手続名 公文書の開示請求に係る開示決定等					根拠条項	第10条第1項		
:考資料) のと:	おり。					1		
<b>V</b>	• • • •							
					抽游加加田田	1 1 1		
		実施機関	交付 機関	実施機関				
					(ただし、条	:例第 10 条第 4 項》	及び   目次	1
開センター	機関				第 11 条に記	該当する場合を除く	( 。) No.	1
12.13					<u></u>			
	公文書の開 参考資料)のと	公文書の開示請求 参考資料)のとおり。 総関又は 処理	公文書の開示請求に係る開示決定等 参考資料)のとおり。  総関又は 処理 実施機関	佐賀県情報公開条例 公文書の開示請求に係る開示決定等 参考資料)のとおり。  後関又は 処理 <sub>実施機関</sub> 交付	公文書の開示請求に係る開示決定等 参考資料)のとおり。	佐賀県情報公開条例 法令番号 公文書の開示請求に係る開示決定等 根拠条項 (表資料)のとおり。	佐賀県情報公開条例   法令番号   昭和 62 年佐賀県   公文書の開示請求に係る開示決定等   根拠条項   第 10 条第 1 項   ま資料) のとおり。	佐賀県情報公開条例   法令番号   昭和 62 年佐賀県条例第 17 号   公文書の開示請求に係る開示決定等   根拠条項   第 10 条第 1 項   第 5 考資料)のとおり。